議長定例記者会見　会見録

日時：令和８年１１月１２日　１０時３０分～
場所：全員協議会室

１　発表事項
〇　２０２６年「あなたが選ぶ！三重県議会の活動ベスト１０」にかかる県民投票の実施について
〇　令和８年度第２回「議員勉強会」を開催します
〇　令和８年度「みえ現場ｄｅ県議会」を開催します

２　質疑項目
〇　三重県議会の活動ベスト１０について
〇　議員勉強会について
〇　県議会議員のＳＮＳ投稿内容への抗議について
〇　みえ現場ｄｅ県議会について
〇　工事請負関係の専決処分について
〇　鈴鹿市議の在宅起訴について

１　発表事項
〇　２０２６年「あなたが選ぶ！三重県議会の活動ベスト１０」にかかる県民投票の実施について

（**議長**）おはようございます。ただ今から、１１月の議長定例記者会見を始めさせていただきます。本日は発表事項が三つございます。まず初めなんですが、2026 年「あなたが選ぶ！三重県議会の活動ベスト１０」に係る県民投票の実施について、発表をさせていただきます。お手元の発表事項１の資料をご覧ください。三重県議会では、１年間の主な活動を振り返る、「あなたが選ぶ！三重県議会の活動ベスト１０」を毎年１２月下旬に発表しております。今回も三重県議会の活動内容を広く発信することで、県民の皆さんに県議会への関心を持っていただくとともに、県民の方自身が投票することによって、県議会への参加意識も高めていただくため、県民投票を実施させていただきます。まず投票期間は、１１月１２日木曜日から１２月１１日金曜日までの３０日間でございます。次に投票方法でございますが、三重県議会ホームページのトップページにある投票フォームがございますので、資料１ページの３に記載いたしました、「あなたが選ぶ！三重県議会の活動ベスト１０」候補のうち、最大１０項目にチェックを入れて、投票をしてください。最後に決定発表については、資料３ページに記載のとおり、同時期に実施する県民と県議会議員の投票結果を、１２月下旬の議長定例記者会見で発表させていただきたいと思っています。報道機関の皆さんに

おかれましては、より多くの県民の皆さんに投票していただけるよう、ＰＲ等ご協力をぜひお願いいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○　令和８年度第２回「議員勉強会」を開催します

（議長）続いて発表事項の２番目でございますが、令和８年度第２回三重県議会「議員勉強会」の開催について、発表させていただきます。お手元の発表事項２の資料をご覧ください。日時は、１２月１７日木曜日１４時から、全員協議会室で開催をさせていただきます。講師は東北大学教授でいらっしゃいます川島隆太様、演題は「スマートフォン等の使用が子どもの発達や健康面に与える影響」です。講師のプロフィールにつきましては、添付のチラシをご覧ください。昨今、子どもたちがスマートフォンやタブレット端末を手にすることがごく当たり前の時代となりました。その一方で、長時間の使用による視力低下やデジタル依存のリスク、さらには、心身の健全な発達への影響が懸念されています。そのような中、スマートフォンの利用制限に関する条例を策定した自治体があるほか、海外においては、青少年の健全育成や情報モラルの観点から、ＳＮＳの利用を制限する法律を制定した国も出てきています。今回の勉強会では、県議会における議論をさらに深めるために必要な視点について、お話をお伺いしたいと思っております。なお、議員勉強会はどなたでも傍聴可能でございますので、関心をお持ちの方はぜひお越しいただきたいと思っております。

○　令和８年度「みえ現場ｄｅ県議会」を開催します

（議長）続きまして、発表事項３でございますが、令和８年度「みえ現場ｄｅ県議会」の開催について、発表させていただきます。具体的な内容につきましては、広聴広報会議の座長であります、津田副議長から説明いたします。お願いいたします。

（副議長）それでは、令和８年度「みえ現場ｄｅ県議会」の開催について、ご説明いたします。お手元の発表事項３の資料をご覧ください。今回のテーマは、「地域と共創するスタートアップ企業」といたしました。開催趣旨をご覧ください。人口減少や地域産業の担い手不足、地域資源の活用等の多様化する課題に対し、地域に根差した視点と新しい発想で事業を展開するスタートアップ企業が、地域の新たな担い手として重要になっています。そこで、スタートアップ企業の関係者やこれから起業を考えている方と意見交換を行い、今後の県議会での議論に反映させていきたいと考えています。日時は１１月２０日金曜日、１８時から２０時。場所は、伊勢市にあります神岳テラスの２階です。参加者は、県内で地域と共創しながら事業を展開するスタートアップ企業、起業や新規事業創出を支援する関係者、地域での起業を志す方々８名で、企業名や氏名等の詳細は裏面の別表のとおりです。また、表面参加者に戻りまして、三重県議会からは、正副

議長および広聴広報会議委員１２名が参加します。なお、毎回テーマに関わりのある常任委員長も参加しており、龍神委員は政策企画雇用経済観光常任委員長としても参加します。内容としましては、二つのグループに分かれ、意見交換を行い、その後全体交流を行います。裏面をご覧ください。傍聴は事前申し込み不要ですが、先着順で１５名程度となっています。私からは以上です。

（議長）本日の発表は以上でございます。

２　質疑項目

○　三重県議会の活動ベスト１０について

（記者）幹事社代理です。お願いします。まず発表項目で活動ベスト１０、お尋ねしますけれども。候補の数が、２１項目ということですかね。これどのような観点でこの候補を抽出されたかというのを、まずお尋ねしますがいかがですか。

（議長）この１年振り返りまして、先月末までででございますけども、実施した活動内容の中で、特に県民の皆さんと関わりが深いと思われる活動内容を中心に、私と副議長で選ばせていただいたということでございます。

（記者）結果が出るまでに聞くのも恐縮ですけど、今この中で、特に議長として印象的であったことなどはいかがでしょうか。

（議長）いや、まだ募集をしようという状況で、私がその辺のところを先行して申し上げるというのはいかがなものかと思っておりますのでね。

（記者）そうですね。分かりました。昨年の投票件数、投票者数などの実績はいかがですか。

（議長）昨年は、投票総数で 1,243 名とお伺いしています。

（記者）そうですね。はい。その前の年より９人ほど多いということだったと思いますが。

（議長）微増とお伺いしてます。

（記者）ここがある意味、このベスト１０の目的である、県民に関心を持ってもらうというところの数につながると思いますけど、これ、これまでのこの推移どういう感じになってるのかとか、あとはどれぐらいの人数、目標に投票してもらえるようにしたいとかですね、ちょっと今伸び悩んでいるのか、増えていってい

るのかっていうところも含めて、何かこう思い、受け止め、お願いします。

（議長）この数字を見て、確たるエビデンスがあるというわけではないですけども、やっぱり e-モニターさんが大体 1,000 人ぐらいを想定してますし、あとは皆さん方の、ぜひともＰＲをいただいて、関心を持っていただいてホームページを多くの県民の皆さんに見ていただいて、ご参加いただきたいと思っておりますが、こればかりは県民の皆さんの対応でございますので、ぜひとも多くの県民の皆さんに投票いただけるとありがたいと思います。

（記者）そうするとこの 1,200 のうち 1,000 ぐらいは e-モニターの方っていうことでしょうか。

（議長）大体例年そうだとお伺いしてます。

（記者）e-モニターとすると、事前に登録いただいて、こういうことがあったときにこう答えていただける方っていうようなイメージの方々ですね。

（議長）ちょっと僕、正確に e-モニターの数がというのは。事務局、数字的にどうですか。

（事務局）e-モニター自体は県全体で設けておる制度でございまして、事前に 1,000 名の方に登録をいただいて、いろんなことについてお聞きをするというものでございまして、一応 1,000 人と伺っております。

（議長）すみません。1,000 人の方が回答されたということではなしに、e-モニターの方が 1,000 人ということでございます。訂正させてください。合わせて 1,200 数十名ということでございます。

（記者）1,200 人の方のうち、e-モニターの方、1,000 人ではない。

（議長）そうですね。すみません、ちょっと正確に掴んでなくて申し訳ございませんでした。

（記者）ということで、事前に登録されていない、こういった取り組みを知って、新たに投票してもらう方っていうのをいかに増やしていくかっていうところが、興味関心持ってもらうっていうことだと思うんですけど、今の現状この数字どのように受け止められているかっていうことと、今後どうしていきたいかっていうのを改めてお聞かせください。

（**議長**）1,200 という数字をどういうふうに捉えるか。

（**記者**）そのうち 1,000 が e-モニターだということも踏まえて。

（**議長**）私の個人的な感覚でございますけども。このベスト１０という視点で、これだけの方がとりあえず反応をいただいておるというのは、ありがたいことだなと思っておりますし、できればもっと増えるとありがたいと思っております。

（**記者**）分かりました。幹事社からの質問は以上です。発表項目での質問、ございますか。

○　議員勉強会について

（**記者**）発表事項の２のところで、スマートフォンの使用が子どもの発達に与える影響というテーマということなんですけども、これってそもそも議員の皆さんの中で何か関心が高まっているからっていう設定、流れでこういうテーマの設定なのか、短期的にこう何か政策とか条例提案とかに結びつける狙いで何か設定されているのか、そのあたり伺ってもよろしいですか。

（**議長**）そこまでは考えておりませんけれども、現実の問題として、いろんなところでコメントが出てきておるし、具体的に申し上げれば、私の孫が朝の１時、２時までゲームをやっているというのを見てますんで、それが本当にどんなふうに影響するのかというのを、講師の先生は脳科学の第一人者でございますので、実際に子どもさん、青少年に対して、いわゆる科学的見地から見たときにどういう影響があるのかというのを、私ども議員の中で知識を共有したいなという思いがございまして、この講師に来ていただくということでございます。

（**記者**）他の都道府県、自治体では、スマホの利用を制限するとか、そういった条例作ったりもされてるんですが、そういう考えとか構想が今のところあるわけではないというような状況なんですか。

（**議長**）それは講師の方のご意見をお伺いして、議員の皆さんがどのように受け止められて、この後どんな展開になっていくか。これは議長の私の立場から強制するわけにはいきませんので、一度、状況、考え方をぜひとも議員の皆さんに聞いていただきたい。そんな思いで選ばせていただきました。

（**記者**）まず改めて、その科学的な影響を皆で把握するといいますか、そういう

ので学ぶということですね。

（議長）はい。

○　三重県議会の活動ベスト１０について

（議長）先ほどの e-モニターの件で事務局から補足があります。

（事務局）少し補足でございます。e-モニター自体はかなりたくさんいらっしゃるんですが、そのうちベスト１０に投票いただいた方が 1,000 人ということでございますので、訂正させていただきます。

（記者）当然、そのように理解しておりますので、大丈夫です。発表項目以外、質問ございませんか。

○　県議会議員のＳＮＳ投稿内容への抗議について

（記者）先日、吉田紋華議員がＳＮＳ上で投稿されたっていう件について、県議会のほうにも抗議文書届いておると思うんですけども、それのご対応、今後何かご検討されてるものがあれば教えてください。

（議長）吉田議員がＸに個人を傷つけかねない投稿をされたということは承知していますけども、個別のことについて議長の立場にある私が感想を述べるというのは差し控えさせていただきたいと思いますが、一般論で申し上げれば、ＳＮＳっていうのは誰もが気軽に情報発信ができるツールとして、多くの方が利用されておるというのも事実でございますし、そういう意味では大変優れたツールの一つだと思っておりますが、一方、議員に限ったことではありませんけども、真意が正しく伝わらなかったり、適切さを欠くような使い方をした場合等には、大きな問題に発展することがあるということも、これ事実なのかなと思っております。どなたであろうとも、こういったことを十分理解して適切に使っていただくということが必要だと考えていますが、特に私たち議員は公人でありますので、その影響力を勘案して一層注意して利用していただく必要があるのかなと、一般論として考えています。

（記者）ありがとうございます。抗議文に対する対応というのは何か考えられてますか。抗議声明ですかね、業界団体というか当事者団体から抗議文届いておると思うんですけども、当人だけじゃなくて議会のほうにも届いておると思うんですが、それについてのご対応はどのように考えられてますか。

（議長）一応、議会としては回答をさせていただいておると思います。先ほど申

し上げたような視点での回答になっていると思っています。

（記者）あくまで一般論としての回答をしたということなんですかね。

（議長）それと彼女も抗議といいますか、その意見に対して、それなりの回答をされていると伺ってますので、議会全体としてということは、個人の問題もあって、相手の方の個人問題があって、対応をするということについてはどうかなと思ってます。

（記者）あくまで個人的な発信によるものなので議会として何か行動を起こすっていうものではないというような捉え方。

（議長）はい。ただやっぱり公人ですので、それなりのことは考えていただきたいと思っております。

（記者）今後、何か特に議会のほうから注意するであったりだとか、処分はさすがにないと思うんですけどそういった対応されるっていうことは特にないっていう理解でよろしいですか。

（議長）はい。

（記者）発表項目以外、質問ございませんか。

－第二県政記者クラブも含めてお願いします－

○　三重県議会の活動ベスト１０について

（記者）この活動ベスト１０ですけど、最初の発表項目の。今年県政 150 周年でタイムカプセルできたときとか、あるいは 150 周年記念的なものに議会のほうも一応参加されたりしてたんですが、その項目は今回入ってないっていうのは、何か議論でそういうものは案として挙がらなかったんですか。

（議長）そうですね。２人の話の中では、申し訳ないですが出ていないです。

（記者）全然出なかったんですか。

（議長）はい。

（記者）あと質問、アンケート項目の８番と１５番が、一般の県民からすると何

かダブってるようでよく分からないんですけど、これは整理はできなかったんですか。８番と１５番。知事へのは分かるけど、国への部分ってのは何かダブりがあってどう違うのかなっていう感じがあって、仮に県民でその投票しようと思っても、区別がよく分からないと思うんですけど。

（議長）８番と１５番、これは、８番は議会へ出てきた、あるいはそれぞれ常任委員会で議員のほうから出てきた意見書というのがあって、それが１９ありまして、これを請願の場合は意見書にまとめて国に対して持っていったっていうのがこの８番ですね。それから、１５番というのが、海づくりに関しての特別委員会からのを知事に出したということでございますので、全く違うものなんですけども、今おっしゃったように、県民の皆さんがちょっと理解しにくいということであれば、これちょっと考えさせていただきます。

（記者）国への意見提出では、ひとくくりにできるじゃないですか。

（議長）はい。

（記者）だから議員ならともかく、県民がこれ選ぶときに、結構どっちかっていう感じにはなると思うんで。

（議長）なるほど。ただ特別委員会を立てて、海づくりに関しての提言を、かなりの項目を作っていただきましたので、それといろんな請願、それから意見書、これと同じにするというのはいかがなものかなというので分けたとご理解をいただきたいと思うんですが。下に一応文章で書いてはありますけども、その辺のところの内容が県民の皆さんに分かりやすくということだろうと思いますので、それはちょっと考えさせていただきたいと思いますが、変わりますかね、事務局。

（事務局）またホームページとかで公表させていただくときにその部分を少し整理をさせていただきたいと思いますが、ちょっと今すぐにこうしたいというのはちょっと今できませんので、また今後整理したいと思います。

（議長）検討させていただくということでご理解いただけますか。

（記者）はい。

（議長）せっかくのご指摘ですので。

○　議員勉強会について

（記者）あと二つ目の議員勉強会ですけど、これニュージーランドかオーストラリアかあの辺から年齢制限の規制、法でできたときに、知事会見で聞いたら知事は意外とそれぞれの国側の考えがあるんでしょうみたいなお話で、特に三重県に振り返ってって話がなかったんですが、この辺、知事とかと話されたことはあるんですか。

（議長）この件に関して、特に講師を選ぶ段階で知事と話をしたことはございません。

（記者）講師っていうか、そうじゃなくて、要はＳＮＳとかの年齢制限的な問題っていうのを話題にされて話したことはあるんですか。

（議長）ございません。

（記者）ないんですね。

（議長）はい。私としてはございません。

（記者）これ今回の川島さんを選ばれたっていうのは、というか年齢制限について話そう、議員勉強会しようっていうのは、さっき議長がおっしゃったご自身のご家族のことが根っこにあったから、これはやるべきじゃないかと思われたんですか。

（議長）どうぞ、副議長。

（副議長）何となく、農業の藤田さん、私は教育一生懸命言うほうだと思います。勉強会二つであれば、農業と教育がいいねというような話はしてました。委員会の議論を一つ一つ議長に報告することはないんですけども、私はたまたま教警の委員会のメンバーでございまして、ＳＮＳによる子どもへの精神的な影響という議論は教警の委員会ではかなりございました。また海外視察の報告書の中でも、オーストラリアに行っておられた、私も含めて、ＳＮＳを規制する動きについての調査報告書を議会の先生方に発表したこともございました。三重県、国もそうなんですけども、海外と比べると非常に子どもたちのＳＮＳ使用に対する対策が遅れているんではないかと私は認識しております。香川県だとか、愛知県のどこでしたっけ、豊明でしたっけ、基礎自治体でそれを規制する条例がありますけども、あくまでも皆で気をつけていきましょうというような条例でございますので、今その条例に対する効果検証、話し合ってる途中だと思いますけれ

ども、われわれもやっぱりしっかりと考えていきたいなと思いまして、適切な講師の先生を選んだという次第でございます。

（記者）だからその教育畑の専門家に近いような津田副議長の観点からいって、ご自身のご実家のほうの関係する学園含めてですね、どっちかっていうとそういうＳＮＳ的な対応っていうのは、年齢制限を設けたほうがいいっていうふうなお考えですか。

（副議長）私はＳＮＳの使用に関するルールづくりというのはやっぱり必要ではないかなと私は思ってますし、国に強く、私は求めていきたいとは思いますが、これはあくまでも私の意見でございまして、議会全体で話し合ったわけではないんですが、教警の委員会のメンバーの中では、やっぱりＳＮＳの使い過ぎというのは、子どもたちに対するあまりいい影響がないんではないかという議論を前提に、今勉強しているというか、県外視察等もそういった講師の先生方の意見を聞いて勉強してまいりました。

（記者）翻って、結局大人が使ってるから、大人自身がブレーキかけてないじゃないですか。そこで家庭の中で、子どもだけに制限するっていうのも変な話だし、逆に言ったら大人の段階から、大人自身も日に使う時間決めるとか、何かそういうブレーキが必要だと思うんですけど、その辺はどうお考えですか。議会もかなり今ＳＮＳとかデジタル系を入れたりとかしてて、前には駄目だったやつがタブレット持ち込みとかできるようになってるんで、そこはもう何かブレーキがないような気がするんですけど。

（副議長）実は、本当に記者が言われるように、今それぞれの自治体の効果検証やっているんですけれども、条例をつくった成果、効果っていうのは、子どもたちに対してはちょっと限定的な部分があるんですけれども、その議論の中で、大人がやっぱりＳＮＳを子どもたち以上に使っていて、その中で中毒の方もかなりいてというのが、その調査の中で、研究の中で出てきておりまして、昨日か一昨日の新聞にもそういう記事があったと思うんですけども、中日さんでしたっけ。中日か日経のどっちかだと思うんですけどありましたので、本当にまず大人がという思いは確かにございます。昨日か今日か一昨日の新聞に書いてあったと思います。

（議長）その辺のところの、いわゆる科学的な知見というものをお話をお伺いしたいというのが、先ほど副議長のほうで教育の面から、子どもの面からお話ありましたけども、やっぱり大人も含めて本当にどうなんだろうということを知りたいというのは、私の個人的にもそういう思いがございまして、そういう事実と

いいますか、エビデンスを議員の人にも知っていただきたいというのが今回の選択をした理由でございます。

○　みえ現場ｄｅ県議会について

（記者）あと三つ目のみえ現場ｄｅ県議会なんですけど、これ参加企業というのは比較的南に偏ってますが、北には今そのスタートアップ事業であるとか、そういう機運とかあるいはそういう会社だとかあるいは希望者とか、数的にはそんなに多くないんですか。

（副議長）これについては事務局から言っていただいたほうが正確ですね。お願いします。

（事務局）今回決めさせていただいた企業さんにつきましては、支援をする方とか起業されてる方とか今後起業される方とかそういう方を選定をしておるわけなんですけれども、どなたにお願いするかということにつきましては少し執行部とかにも情報いただきながら選定させてもらったものでございまして、全体としてどういう傾向にあるのかということにつきましてはちょっと情報がございませんものですから、選定としましてはそういう方から選定をさせてもらったということでございます。

（記者）これ通常考えると、北勢のほうにこういう機運とか、名古屋が栄でやってるんで、愛知県が。だからそういう関係からいっても北勢のほうに多いような気がするけど、あえて南が多いんでちょっとハテナと思ったんですけど、結局、要はその雇用経済なりなんなり知事部局のほうで詰めたときに向こうさんが挙げてきたのがこういう方たちで、そこへ連絡して出てもらうという形になったというそういう解釈でいいですか。

（議長）広聴広報会議の中で決めていただいたんですよね、副議長。

（副議長）そうですね。事務局から提案をいただいて広聴広報会議で決めたということです。

（事務局）同じ答えなんですけど、そもそもスタートアップ企業の明確な定義も難しい中、あまり地域バランスとか考えずに雇用経済部とも相談してリストアップしたと。ですので今お尋ねの、そもそもスタートアップ企業が県内でどこにたくさんあるかとか、すみません、それは正直持ち合わせないまま広聴広報会議にこのメンバーでいかがでしょうかと挙げておるというのが実態でございます。

（記者）結果的にだから７のうち５が南じゃないですか。だから何かあっちのが多いかなと思ったんだけど、まあそういう意図的なものは別にないということでよろしいんですね。

○　工事請負関係の専決処分について

（記者）あとその他事項でですね、この前の代表者会議で工事請負契約等を専決処分にスライドしていくっていうふうなことで、一応、議長のほうからそれの検討は議会運営委員会っていう話になったんですけど。もともと通年議会にするときに、まず代表者会議なりで決めて、ひょっとしたら改革推進会議も入ったかもしれないですけど、その手順を経てあと細かいこと自身を議運がやったと思うんですが、今回その議会運営委員会に振ったっていうのはね、何か理由があるんですか。

（議長）これも、各会派にこの件についてのご意見をお伺いさせていただきました。その回答が、議運が適当ではないかということでございましたので、それじゃ、代表者会議ではそういうことで決めさせていただくということで、皆さんの了解を取ったというのが流れでございまして。正副議長が、あえてそこを議運にっていうことではございませんので、内容をそれぞれ会派でご検討いただいての回答に沿ったとご理解いただければいいのかなと思います。

（記者）ただ藤根議運委員長が正副議長にご相談しながら進めたいっておっしゃったんで、それだったらまず代表者会議でやったほうが藤根さんとしても助かるのかなと思ったんですけど、あれは何か美辞麗句的な話なんですか。

（議長）美辞麗句ということでもございません。皆さんのご意見に従ったということでございます。

（記者）正副議長とご相談しながらって言いましたよね。

（議長）その内容がですか。

（記者）だから、専決処分にやってくときに、当然通年議会との兼ね合いがあるじゃないですか。もともと専決処分が駄目だから通年議会にしたということですよね。

（議長）おっしゃるとおりです。

（記者）だとすればそれを専決増やすってことは通年議会の理念とも違うと。こ

れは、非自民の会派の方はそういう意見されたし、一部自民党議員の方でもそういう形で言われましたけど、そこはそこで一つの理屈があると思うんで。それを議運でもむときに、正副議長とご相談しながらってことならば、代表者会議でまず大筋を決めて、あと細かいことは、議運でやってもいいかなと思ったんですけど。そういうことではないということですね。要は各会派の意見が議運にしたいということですね。

（議長）そのとおりです。今おっしゃられたように、通年議会でできるだけ議会で決めていこうというのが基本的な考えですので、その辺とのバランスをやっぱり考えないと駄目だなと私は個人的には思ってますけども。そういうことも含めておっしゃったのかなとは思いますけれども、いろんな意味で皆さん方のご意見をお伺いしながら決めていこうと、こういうことです。

○　鈴鹿市議の在宅起訴について

（記者）あと議長の選挙区地盤でのことでちょっとあれですけど、要は鈴鹿の市議の方で在宅起訴された方がいらっしゃいますが、1 億 9000 万ぐらいのいろんな補助金とかそれをごまかしたというかそういう形で。今鈴鹿市議会が政治倫理見直そうという形の中で、会派の意見がまとまらないみたいなんですけど。幸い県議会は政治倫理に引っかかるようなことがほぼほぼ起きてないんで、直接には関係ないかもしれないですけど、でも一例としてそういう議員の犯罪的なものっていうのを、どういうふうにお考えですか。今後、県議会としても締めていかなきゃいけないとかあるいは福岡県議会の例もあるんですが、特に今そういう動きはないですか。

（議長）議員が犯罪を犯すということについては、これはあってはならないことだと私も思ってます。現実そういうことが起こったときには、議員の皆さん方、そして現実、話をしていく上では代表者会議もあろうかと思いますし、政治倫理審査会という方法もありますので、いわゆる議会のルールにのっとって対応をさせていただきたいと思ってます。

（記者）その絡みでいくと、福岡県議会の議長だった方が全議の会長でこの前お辞めになったんですけど、全国議長会、都道府県議長会の中で、藤田さんは当然藤田議長が出られると思うんですけど、その話ってのは最近はなかったんですけど、話題というか。

（議長）基本的には、それぞれの県議会での判断だろうということだと私は思ってますし、総会では２点ほど議長の方からご意見はありましたけれども、一つは、きっちり調べて公表してくださいと。一県議会議長の問題ではないですよねと

いう指摘はありましたが、基本的にはそれぞれの議会の責任で対応すべきだと私は思ってます。

（記者）全議の会合の中でそういう話が出たわけですね。

（議長）そうですね。その処罰をするとかそういうことではなしに、とにかくこの問題というのは、影響力が大きいので、しっかり調査をしていただいて、公表をお願いしたいという意見は出ました。

（記者）分かりました。以上です。

（議長）以上ですか。

（記者）以上でございます。ありがとうございました。

（議長）以上で定例記者会見を終了させてもらいます。ありがとうございました。

（　以　上　）　１１時１２分　終了